

令和6年度 独立行政法人国民生活センター教育研修事業 研修計画(予定)

1. 消費者行政職員研修

(11回)

(注)★印は「国の指定する研修」として地方消費者行政強化交付金の対象

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領で確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 | |
|--|--------------|----------|--|---|------|--|----------------|
| 管理職講座 地方公共団体の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職 | 相模原 | 1 | 72 | 消費者行政部門の管理職として把握しておきたい国における消費者行政の動向や施策のポイントを学びます。また、喫緊の課題として地方公共団体に求められる消費者教育推進や見守りネットワーク推進等の必要性、庁内外との連携の重要性について理解を深めるとともに、現在検討が進捗している消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション(DX)についても、その概要や今後の方向性等を学習します。その他、全国から集まる受講者間の今後の交流につながる情報交換を行います。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和6年 5月23日 (木) - 5月24日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 管理職講座 地方公共団体の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職 | リアルタイム 配信 | 1 | 100 | 管理職講座について、受講対象者にリアルタイム配信を行います(「情報交換」は配信対象外)。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和6年 5月23日 (木) - 5月24日 (金) | リアルタイム 配信 |
| 【新設】職員講座 消費生活相談業務又は情報発信(啓発等)の業務に従事している地方公共団体の消費者行政職員 | 相模原 | 1 | 72 | 消費生活相談を適切かつ迅速に行うため、消費者行政職員と消費生活相談員の役割について理解を深め、円滑な相談業務運営のための体制整備、消費生活相談員への効果的なバックアップの在り方を学びます。また、消費者に届けたい情報を効果的に発信するためのノウハウを習得するとともに、他機関との連携の重要性について理解を深めます。さらに、現在検討が進捗している消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション(DX)についても、その概要や今後の方向性等を学習します。また、全国から集まる受講者間の今後の交流につながる情報交換を行います。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和6年 6月26日 (水) - 6月28日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 基礎力強化研修 行政職員向け1 地方公共団体に消費者行政を担当する職員等 | リアルタイム 配信 | 3 | 100 | 消費者行政担当職員として必要な基礎知識(消費者行政の意義と役割、消費者行政の歴史や動向等)や、消費生活相談業務の支援に必要な法律・制度の基礎知識(民法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法等)について、1日でコンパクトに学びます。また、社会問題化した霊感商法の対策として改正された消費者契約法や不当寄付勧誘防止法についても学びます。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | ① 令和6年 4月25日 (木) ② 令和6年 8月5日 (月) ③ 令和7年 3月4日 (火) | リアルタイム 配信 |
| 基礎力強化研修 行政職員向け2 地方公共団体に消費者行政を担当する職員等 | リアルタイム 配信 | 2 | 100 | 消費者行政の喫緊の課題として地方公共団体に求められる消費者教育推進や見守りネットワーク推進等の必要性や、消費生活相談業務の支援に必要な法律・制度の基礎知識(情報通信、製品安全、多重債務、表示等)について、1日でコンパクトに学びます。 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | ① 令和6年 7月23日 (火) ② 令和6年 11月14日 (木) | リアルタイム 配信 |
| PIO-NETデータ活用セミナー 地方公共団体にPIO-NETデータの活用及びデータチェックや決裁を行う消費者行政職員・非常勤職員(消費生活相談員を含む) | 相模原 | 1 | 72 | 国民生活センターで日々PIO-NETの運営や問合せに対応している職員より、PIO-NETデータの決裁・登録の流れや、登録の意義、データのチェックポイントについて解説します。さらに、PIO-NETデータの集計・検索方法のほか、情報提供や注意喚起などへのデータの活用について学びます。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和6年 6月6日 (木) - 6月7日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 消費者行政職員研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 地方公共団体に消費者行政を担当する職員等 | 地方 | 2 | 40 | 都道府県又は政令指定都市が主催する消費者行政職員研修に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともに、内容の充実を図ります。 | - | 地方公共団体と協議の上決定 | |

2.消費生活相談員研修

(67回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領を確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 | |
|---|-----------------|----------|--|---|--|--|--|
| 消費生活相談員基礎講座 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 経験の浅い者又は基礎を学び直したい消費者行政 職員及び消費生活相談員 | 相模原 | 1 | 72 | 消費生活相談業務の意義と役割を踏まえ、業務を行う上で必要不可欠な基礎知識及び聴き取りからあっせんまでの相談対応の技法等を集中的に学びます。また、消費者行政、消費者関連法等(民法、消費者契約法、特定商取引法等)に関する講義のほか、ロールプレイや、全国から集まる受講者相互の情報交換等を通じて理解を深めます。 ※事前学習として、D-ラーニング(遠隔研修)の指定のコンテンツの視聴を必須とします。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和 6年 5月15日 (水) - 5月17日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 基礎力強化研修 相談員向け1 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 消費者行政職員及び消費生活相談員 | リアルタイム 配信 | 3 | 100 | 消費生活相談業務に適切に対応するため、業務の意義と役割を理解するとともに、必要不可欠な法律の基礎知識(民法、消費者契約法、特定商取引法等)について、1日でコンパクトに学びます。また、社会問題化した霊感商法の対策として改正された消費者契約法や不当寄付勧誘防止法についても学びます。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | ① 令和 6年 4月26日 (金) ② 令和 6年 8月6日 (火) ③ 令和 7年 3月5日 (水) | リアルタイム 配信 |
| 基礎力強化研修 相談員向け2 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 消費者行政職員及び消費生活相談員 | リアルタイム 配信 | 2 | 100 | 相談現場における相談対応困難者の特徴やその対応方法、相談者を対応困難者にならないための注意点などについて学びます。さらに、相談対応に必要な決済サービスの仕組みや関係する法律(割賦販売法、資金決済法等)について、1日でコンパクトに学びます。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | ① 令和 6年 7月24日 (水) ② 令和 6年 11月15日 (金) | リアルタイム 配信 |
| 専門・事例講座 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 消費者行政職員及び消費生活相談員 【テーマ】 キャッシュレス決済と消費者トラブル | (14) | | | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上を目指し、講義や具体的な相談事例を用いた事例検討、ケーススタディなど、参加・体験型のアクティブラーニングを通して学びます。また、全国から集まる受講者相互の情報交換等も行います。 | | | |
| キャッシュレス決済と消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | 多様化するキャッシュレス決済の最新の動向を踏まえて、相談対応に必要な決済サービスの仕組みやサービス提供事業者を知るとともに、割賦販売法や資金決済法等の関係法令を学びます。また、具体的な相談事例を用いた講義等を通じて相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | ① 令和 6年 5月8日 (水) - 5月10日 (金) ② 令和 6年 6月10日 (月) - 6月12日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| | 東京 (サテライト) | 1 | 50 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、品川の国民生活センター東京事務所をサテライト会場として生中継します。なお、講師は相模原で出講しますが、グループワークや全体討議も含めて、相模原と同様の講義を品川で受講します。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和 6年 6月10日 (月) - 6月12日 (水) | 東京事務所 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 配信講座日数：2日 配信期間： 令和 6年 6月26日 (水) - 7月25日 (木) | オンデマンド 配信 |
| 【新設】インターネット取引に関する消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | 相談対応に必要なインターネット取引に関する各種サービスの仕組みや法律知識を習得します。また、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引について、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法等の関連する法律知識について学び、具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや事業者との交渉方法等について理解を深めます。さらに、ご自身のスマートフォンやタブレットを使って、SNSや動画配信サイトに表示される問題のある広告の探し方や、相談者が見た広告を後日確認する方法などについて学びます。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | ① 令和 6年 5月29日 (水) - 5月31日 (金) ② 令和 6年 6月17日 (月) - 6月19日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 配信講座日数：2日 配信期間： 令和 6年 7月25日 (木) - 8月23日 (金) | オンデマンド 配信 |
| | 金融・保険関連の消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | 相談対応に必要な金融・保険商品の知識に関連する法律知識について、金融サービスのデジタル化への法制度の対応も踏まえて学ぶとともに、海外FXや暗号資産に関連した利殖商法や解決が困難とされる詐欺的な投資トラブルについて理解を深めます。また、具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | ① 令和 6年 7月10日 (水) - 7月12日 (金) ② 令和 6年 8月26日 (月) - 8月28日 (水) |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 配信講座日数：2日 配信期間： 令和 6年 9月12日 (木) - 10月11日 (金) | オンデマンド 配信 |

| | | | | | | | |
|---|---------------|---|-----|--|---|---|----------------|
| 特定商取引法関連の消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | 相談対応に必要な特定商取引法の知識や技法を習得します。具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。また、令和3年改正についても、その経緯や内容、相談対応への影響等についても学びます。 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | ① 令和6年 9月9日 (月) - 9月11日 (水) ② 令和6年 10月2日 (水) - 10月4日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | 東京 (サテライト) | 1 | 50 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、品川の国民生活センター東京事務所をサテライト会場として生中継します。なお、講師は相模原で出講しますが、グループワークや全体討議も含めて、相模原と同様の講義を品川で受講します。 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 9月9日 (月) - 9月11日 (水) | 東京事務所 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 配信講座日数：2日 配信期間： 令和6年 11月20日 (水) - 12月19日 (木) | オンデマンド 配信 |
| 専門・事例講座(1泊2日コース) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 消費者行政職員及び消費生活相談員 【テーマ】 | (16) | | | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上を目指し、具体的な相談事例を用いた講義等を通して、1泊2日でコンパクトに学びます。また、全国から集まる受講者相互の情報交換等も行います。 | | | |
| 【新設】旅行関連サービスに関する消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | 相談対応に必要な旅行に関する法律や制度の基礎知識を学ぶとともに、海外OTAや場貸しサイトなど、多様化するオンライン旅行サービスの仕組みについても知識を習得します。また、具体的な相談事例を用いた講義等を通じて相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | ① 令和6年 7月16日 (火) - 7月17日 (水) ② 令和6年 9月2日 (月) - 9月3日 (火) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 配信講座日数：1日 配信期間： 令和6年 10月15日 (火) - 11月13日 (水) | オンデマンド 配信 |
| 【新設】SNSに関する消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)の利用者が増加するなか、SNS上の広告・表示や勧誘行為がきっかけとなった消費者トラブル事例が多数見られます。相談対応に必要なSNSの仕組みやサービス内容、関連する法律知識について具体的な相談事例を用いた検討を行うことで今後の相談対応に活かします。また、昨今、その重要性が増しているデジタルリテラシーについても理解を深めます。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | ① 令和6年 9月26日 (木) - 9月27日 (金) ② 令和6年 12月9日 (月) - 12月10日 (火) | 相模原事務所 研修施設 |
| | 東京 (サテライト) | 1 | 50 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、品川の国民生活センター東京事務所をサテライト会場として生中継します。なお、講師は相模原で出講しますが、全体討議も含めて、相模原と同様の講義を品川で受講します。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 12月9日 (月) - 12月10日 (火) | 東京事務所 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 配信講座日数：1日 配信期間： 令和6年 11月12日 (火) - 12月11日 (水) | オンデマンド 配信 |
| 製品安全に関する消費者トラブル | 相模原 | 2 | 72 | 製品安全に関する消費者トラブルに対して適切に問題整理ができるよう、関連する法律や制度について学びます。また、具体的な相談事例を用いて危害・危険を含む相談における聴き取りのポイントや相談対応の技法を習得します。さらに、商品テストの現場や問題となった製品を実際に見ることを通し、商品テストの活用方法等についても理解を深めます。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | ① 令和6年 10月31日 (木) - 11月1日 (金) ② 令和6年 11月25日 (月) - 11月26日 (火) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 配信講座日数：1日 配信期間： 令和6年 12月18日 (水) - 1月16日 (木) | オンデマンド 配信 |

| | | | | | | | |
|--|--------------|---|-----|--|---|---|----------------|
| 霊感商法に関する消費者トラブル ー消費者契約法改正や不当寄付勧誘防止法を踏まえた相談対応のためにー | 相模原 | 1 | 72 | 霊感商法による消費者被害を救済するため、令和4年12月に消費者契約法の改正や不当寄付勧誘防止法が制定されたことを踏まえ、具体的な事例をもとに、霊感商法への対応について学びます。また、霊感商法やマルチ商法でだます人だまされる人の心理構造を踏まえた消費者被害にあう心理的要因や脱マインドコントロール後の心理や社会的回復・支援等についても学びます。 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | ① 令和6年 12月5日 (木) - 12月6日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 配信講座日数：1日 配信期間： 令和7年 1月23日 (木) - 2月21日 (金) | オンデマンド 配信 |
| 多重債務問題解決に向けた消費者相談 | 相模原 | 1 | 72 | 多重債務問題の解決のために、多重債務に関わる法律知識、相談者の心理的背景や多重債務に陥る構造的な原因を理解するとともに、消費生活相談における対応や福祉・司法などの関係機関との連携について学びます。さらに、ギャンブル依存症対策について理解を深めます。 ★配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応 | ★ | ① 令和6年 12月16日 (月) - 12月17日 (火) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 400 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 ★配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応 | ★ | 配信講座日数：1日 配信期間： 令和7年 2月6日 (木) - 3月7日 (金) | オンデマンド 配信 |
| 対応困難相談者への対応 ー相談員のメンタルヘルスの維持も含めてー | 相模原 | 1 | 72 | 行政の消費生活相談における対応困難相談者への相談対応について、対応困難相談者の特徴を踏まえ、消費生活相談の意義と役割を再確認した上で、相談対応のポイント、行政職員の関わりなど組織としての対応方法について学びます。また、消費生活相談員自身のメンタルヘルスについて、ケアの必要性、方法について理解を深めます。さらに、受講者間での情報交換を行い、具体的な事例への対応について検討します。 | ★ | 令和6年 12月23日 (月) - 12月24日 (火) | 相模原事務所 研修施設 |
| | 徳島 | 1 | 72 | ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和7年 2月13日 (木) - 2月14日 (金) | 徳島県 鳴門合同庁舎 |
| PIO-NETセミナー 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 消費者行政職員及び消費生活相談員 | 相模原 | 2 | 72 | 消費生活相談情報の充実を図るため、日々PIO-NETの運営や全国からの問合せに対応している国民生活センター担当職員からの講義や演習を通じて、消費生活相談情報のPIO-NET入力等の知識・技法などを学びます。 ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | ① 令和6年 7月1日 (月) - 7月3日 (水) ② 令和6年 7月31日 (水) - 8月2日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 専門講座地域コース (地方公共団体と共催) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している 消費者行政職員及び消費生活相談員 | 地方 | 8 | 50 | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識の習得・向上を目指し、特定テーマを取り上げて行う研修を各地で開催します。 【テーマ】 インターネット広告に関する消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 8月23日 (金) | 福島県 |
| | | | | 通信・端末の契約に関する消費者トラブル ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和6年 10月24日 (木) | 愛知県 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 11月29日 (金) | 和歌山県 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 11月1日 (金) | 岡山県 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 9月13日 (金) | 山口県 |
| | | | | インターネット取引に関する消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 7月12日 (金) | 徳島県 |
| | | | | SNSに関する消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 11月8日 (金) | 佐賀県 |
| | | | | キャッシュレス決済と消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和7年 1月31日 (金) | 大分県 |
| | | | | 専門講座地域コースについて、受講者にリアルタイム配信を行います。 【テーマ】 インターネット広告に関する消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 8月23日 (金) | リアルタイム配信 |
| | | | | 通信・端末の契約に関する消費者トラブル ★消費者教育・消費者政策の普及啓発 | ★ | 令和6年 10月24日 (木) | リアルタイム配信 |

| | | | | | | | |
|--|----------|---|-----|---|---|-----------------|---|
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 11月29日 (金) | リアルタイム配信 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 11月1日 (金) | リアルタイム配信 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 9月13日 (金) | リアルタイム配信 |
| | | | | インターネット取引に関する消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 7月12日 (金) | リアルタイム配信 |
| | | | | SNSに関する消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和6年 11月8日 (金) | リアルタイム配信 |
| | | | | キャッシュレス決済と消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和7年 1月31日 (金) | リアルタイム配信 |
| 【新設】専門講座地域コース(集合研修のみ単独開催)(地方公共団体と共催) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | 地方 | 2 | 50 | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識の習得・向上を目指し、特定テーマを取り上げて行う研修を各地で開催します。リアルタイム配信は行いません。 【テーマ】 | | | |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 ★消費者政策に関連する法改正等への対応 | ★ | 令和6年 12月13日 (金) | 滋賀県 |
| | | | | キャッシュレス決済と消費者トラブル ★社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | ★ | 令和7年 1月17日 (金) | 大阪府 |
| 【新設】専門講座地域コース オンデマンド配信コース 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | オンデマンド配信 | 3 | 100 | 専門講座地域コースの一部について一定期間オンデマンド配信を行います。 (※オンデマンド配信するコース、指定講座の項目：7月頃の決定を予定) | | | 令和6年10月中旬頃から順次配信開始予定 (オンデマンド配信するコースは7月頃の決定を予定) |
| 相談関連業務研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | 地方 | 8 | 40 | 都道府県又は政令指定都市が主催する消費生活相談に関連する講座に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともにその充実を図ります。 | — | | 地方公共団体と協議の上決定 (※4月上旬頃より募集開始を予定) |

3. 消費者教育推進のための研修

(11回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領で確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 |
|---|--------------|----------|---|-----------------|------------------------------------|----------------|
| 消費者教育に携わる講師養成講座 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員及び啓発員等 【テーマ】 | (11) | | 消費者教育に携わる講師に必要な専門知識及び講座実施に係る技法の習得・向上を目指し、最近の動向や必要な知識・技法やノウハウについて、ワーク等を交えて実践的な力を習得します。 | | | |
| 【基礎コース】 一講座実施に向けた心構えや講座の組み立て方などについて基礎から学ぶ | 相模原 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 5月20日 (月) - 5月22日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】[対象者別コース]-小学生・中学生への講座実施に向けて- | 相模原 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 7月4日 (木) - 7月5日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】[対象者別コース]-高校生への講座実施に向けて、デジタル教材の活用の観点や金融経済教育も含めて- | 相模原 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 6月3日 (月) - 6月5日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】[対象者別コース]-高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて、金融経済教育も含めて- | リアルタイム 配信 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 7月19日 (金) | リアルタイム 配信 |
| [対象者別コース]-特別支援学校等に通う知的障害(軽度)のある生徒を中心とした若年者及びその支援者への講座実施に向けて- | 相模原 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 10月16日 (水) - 10月17日 (木) | 相模原事務所 研修施設 |
| エシカル消費先進県から学ぶSDGsと消費者教育(徳島オリジナル講座) 地方公共団体の消費者行政職員(消費者行政部局以外の関連部局の行政職員、消費生活相談員等の受講も可) | 徳島 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 11月18日 (月) - 11月19日 (火) | 徳島県 徳島市 |
| 消費者教育学生セミナー【共催】 消費者教育に関心のある大学生、大学院生 | リアルタイム 配信 | 1 | 50 | - | 令和6年 8月30日 (金) | リアルタイム 配信 |
| 【新設】教員を対象にした消費者教育講座 全国の高等学校、高等専門学校、特別支援学校等の教員又は教員経験があり現在消費生活センターにおいて消費者教育に携わっている者(小学校、中学校の教員も参加可能) | リアルタイム 配信 | 1 | 50 | ★ | 令和6年 8月7日 (水) | リアルタイム 配信 |
| 【新設】消費者教育コーディネーター講座 地方公共団体の消費者教育コーディネーター、消費者行政職員、消費生活相談員等 | 東京 | 1 | 50 | ★ | 令和7年 1月24日 (金) | 東京事務所 |
| 消費者教育推進研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) ①教員研修 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校等の教員、又は教員経験があり現在消費生活センター等において消費者教育に携わっている者 | 地方 | 1 | 40 | - | 地方公共団体と協議の上決定 (※4月上旬頃より募集開始を予定) | |
| 消費者教育推進研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) ②消費者教育コーディネーター講座 地方公共団体の消費者教育コーディネーター(実質として消費者教育コーディネーターの役割を担っている者、消費者教育コーディネーターを目指す者を含む)、消費者行政職員、消費生活相談員等 | 地方 | 1 | 40 | - | 地方公共団体と協議の上決定 (※4月上旬頃より募集開始を予定) | |

4.消費生活サポーター研修

(5回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領で確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 |
|--|--------------|----------|--|-----------------|-----------------------------|---------------|
| 地域の見守りネットワーク推進のための講座 (地域で取り組む人向け) 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者又はサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等) | 東京 | 1 | 50 | — | 令和 6年 12月13日 (金) | 東京事務所 |
| 地域の見守りネットワーク推進のための講座 (地域で取り組む人向け) 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者又はサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等) | リアルタイム 配信 | 1 | 70 | — | 令和 6年 12月13日 (金) | リアルタイム 配信 |
| 【新設】地域の見守りネットワーク推進のための講座 —特殊詐欺などの消費者被害防止の取組も含めて— (徳島オリジナル講座) 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等 | 徳島 | 1 | 50 | ★ | 令和 7年 3月13日 (木) - 3月14日 (金) | 徳島県 鳴門合同庁舎 |
| 消費生活サポーター研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者又はサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等)、地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等 | 地方 | 2 | 30 | — | 地方公共団体と協議の上決定 | |

5.消費者リーダー研修

(2回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領で確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 |
|--|--------------|----------|--|-----------------|--------------|--------------|
| 全国消費者フォーラム 消費者、消費者団体、NPO、事業者(団体含む)、教育関係者、行政、福祉関係者、学生等 | 東京 | 1 | 100 | — | 令和 7年 2月(予定) | 東京都内 |
| 消費者、消費者団体、NPO、事業者(団体含む)、教育関係者、行政、福祉関係者、学生等 | リアルタイム 配信 | 1 | 600 | — | 令和 7年 2月(予定) | リアルタイム 配信 |

6. 企業向けセミナー

(12回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領で確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 |
|--|--------------|----|----------|--|-----------------|---|--------------|
| | 回数 | 回数 | | | | | |
| 消費者問題に関する企業向けセミナー 企業の消費者部門担当者をはじめとする職員等 | 東京 | 4 | 100 | 企業における消費者志向経営、実務的な消費者関係法令並びに消費者対応に関連する制度や取組に関する理解を促進するため、時宜に応じたテーマを設定し、業務に役立つ実践的な内容を半日でコンパクトに学びます。 | - | ① 令和 6年 8月1日 (木) ② 令和 6年 9月6日 (金) ③ 令和 6年 11月22日 (金) ④ 令和 6年 12月20日 (金) | 東京事務所 |
| 消費者問題に関する企業向けセミナー 企業の消費者部門担当者をはじめとする職員等 | リアルタイム 配信 | 4 | 100 | 企業向けセミナーについて、受講対象者にリアルタイム配信を行います。 | - | ① 令和 6年 8月1日 (木) ② 令和 6年 9月6日 (金) ③ 令和 6年 11月22日 (金) ④ 令和 6年 12月20日 (金) | リアルタイム 配信 |
| 消費者問題に関する企業向けセミナー 企業の消費者部門担当者をはじめとする職員等 | オンデマンド 配信 | 4 | 600 | 企業向けセミナーについて、一定期間オンデマンド配信を行います。 | - | ① 令和 6年 9月5日 (木) - 10月4日 (金) ② 令和 6年 10月8日 (火) - 11月6日 (水) ③ 令和 7年 1月16日 (木) - 2月14日 (金) ④ 令和 7年 2月18日 (火) - 3月19日 (水) | オンデマンド 配信 |

7.D - ラーニング(遠隔研修)

(27回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | | 予定 人員 | 趣旨及び概要 (内容の一部が変更となる可能性があります。詳細は実施要領で確認をお願いいたします。) | 指定 講座 (注) | 実施期間 | 開催場所 |
|---|-------------------|----|----------|---|-----------------|---|--------------|
| | 回数 | 回数 | | | | | |
| D-ラーニング(遠隔研修) 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等 | D-ラーニング (遠隔研修) | 27 | - | 消費者行政職員のために必要な基礎知識や、消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な基礎知識・法改正等の情報を映像コンテンツ化し、受講を希望する消費生活センター等に対してオンデマンド配信し、無料で受講できます。 ※D-ラーニングとはDistance learning(遠隔研修)の略。 | - | 令和4年度及び令和5年度コンテンツは4月以降一定期間配信 令和6年度新規コンテンツは7月以降順次配信 | オンデマンド 配信 |

※本計画は変更することがあります。また、各講座ごとに定める実施要領で、別途ご案内いたします。